

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和6年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪シティバス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 中村和浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	乗合バス車両で現存するワンステップバス1両については、大規模商業施設（IKEA鶴浜）連絡便で専用使用している1両であり、次回車両更新の際にノンステップバスに代替する予定。	なし (更新計画見直しのため)

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
省令で定める基準の遵守	車両等について、公共交通移動等円滑化基準に適合させ、主務省令で定める基準を遵守するよう努める。	45日毎に自主点検を実施している。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運転士マニュアル及び基本運転基準を活用した教育	配布した運転士マニュアル及び基本運転基準を活用し、高齢者や障がい者（車いすご利用のお客さまなど）が乗降される際の介助や車いすの固定方法等について指導している。	全運転士にマニュアル及び基本運転基準を配付し、指導に活用している

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	車両更新に合わせ、車内の行先表示器をフルカラー化し、視認性の向上を図る。（オンデマンドバスを除く）	導入車両31両の内、31両を実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
安心・安全研修の実施	毎年実施している「安全・安心研修」により、高齢者や障がい者の乗降時の安全確保に必要なお声かけなどの教育の実施をしている。	2024年度 53人取得
障がい者等の接遇に関する民間資格の取得促進	民間資格（サービス介助士）取得に係る経費を会社が負担し、全運転士の資格取得に努めてきた。2024年度以降の新規採用者にも同様に取得させる。	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカー固定方法や優先座席案内のステッカーをバス車内に貼付 ・座席譲りに関する車内放送の実施 	オンデマンドバスを除く乗合バス車両全車で実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

ホームページで公表

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備えたもの		リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	589	584	583	1	0	5	2	2		3				
年度内に供用を開始した車両数	50	31	31		0	19	0			19	1			
年度内に供用を廃止した車両数	47	46	46		0	1	0			1				
年度末車両数	592	569	568	1	0	23	2	2		21	1			

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。